

(付) 財団法人 大阪地域計画研究所寄附行為

### 財団法人 大阪地域計画研究所寄附行為

設立許可	昭和	51. 4. 19
法人登記	昭和	51. 4. 28
改 正	昭和	53. 6. 10
改 正	昭和	59. 6. 13
改 正	平成 元.	2. 17
改 正	平成	7. 11. 10
改 正	平成	8. 7. 24
改 正	平成	9. 4. 30
改 正	平成	11. 12. 27
改 正	平成	17. 7. 13
改 正	平成	19. 5. 25

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人大阪地域計画研究所という。

### (事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府豊中市庄内栄町2-21-1におく。

### (目 的)

第 3 条 この法人は、大阪地域における、新しい時代にふさわしい環境及び安全を視野に入れた都市的機能向上と地域社会づくりの条件整備について、科学的調査研究、理論的解明及び基礎的な技術開発を行い、地域における諸計画づくりに諸種の提言を行うことなどによって、地域の発展と社会の向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため大阪府下において次の事業を行う。

- (1) 大阪地域における環境、安全に配慮した都市問題（以下「新都市問題」という。）についての理論的・実証的調査、研究、解析、開発及び計画並びにその応用に関する事業
- (2) 新都市問題に関する情報の収集、データ・ベース化及び提供に関する事業
- (3) 新都市問題に係る国際協力に関する事業
- (4) 新都市問題に係る関係行政機関等に対する提言及び協力に関する事業

- (5) 研究会、講演会、講習会等の開催による調査研究成果の公開及び研修に関する事業
- (6) 前条の目的に関連して行う国・大阪府下の公共団体・企業等からの調査研究の受託事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 資産及び会計

### (資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産日録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

### (資産の種別)

第 6 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録のうち、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

### (基本財産の処分の制限)

第 7 条 基本財産は、これを処分し又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事4分の3以上の同意を得、かつ大阪府知事の承認を得て、これを処分し又は担保に供することができる。

### (資産の管理)

第 8 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し又は国公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

### (経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 10 条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定める。

2 収支決算は、年度終了後3ヶ月以内にその年度末の財産日録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 11 条 この法人の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終る。

### 第 3 章 役 員

(種別および選任)

第 12 条 この法人に次の役員をおく。

理 事 5名以上10名以内

監 事 2名

2 役員は、評議員会において選任する。

3 理事は、互選により理事長1名を定め、常務理事若干名をおくことができる。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第 13 条 理事長は、この法人を代表し会務を統轄する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が定める順位により、その職務を代理又は代行する。

3 理事は、理事会を構成し会務の執行を決定する。

4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任 期)

第 14 条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の役員残任期間とする。

3 理事は、辞任した場合又は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 15 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理

事4分の3以上の同意により解任することができる。

## 第4章 理事会

### (構成)

第16条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第17条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

### (招集)

第18条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時・場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

3 理事3分の1以上又は監事からの会議の目的たる事項を示して、請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

### (議長)

第19条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

### (定足数)

第20条 理事会は、理事3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第21条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

### (議事録)

第 23 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名  
(書面表決者および表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第 5 章 評議員及び評議員会

### (評議員)

第 24 条 この法人に、評議員 5 人以上 10 人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 第14条から第15条までの規定は評議員に準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

### (評議員会)

第 25 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会は、第7条、第26条及び第27条に関する事項について意見を述べる。

6 第20条から第23条までの規定は評議員会に準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

7 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し、必要な事項は理事会で定める。

## 第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 26 条 この寄附行為は、理事会において、理事4分の3以上の同意を得、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 27 条 この法人は、民法68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事4分の3以上の同意を得、大阪府知事の許可があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、大阪府知事の許可を得て、国・地方公共団体又はこの法人と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

## 第 7 章 事務局・顧問・委員及び賛助会員

(事務局)

第 28 条 この法人の事務を処理するため事務局をおく。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員をおき理事長が任免する。

(顧問)

第 29 条 この法人に顧問若干名をおくことができる。

2 顧問は、この法人の運営について、理事長の諮問に応じ協力する。

3 顧問は、理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。

(委員)

第 30 条 この法人に研究委員及び企画委員各々若干名をおくことができる。

2 研究委員は、この法人の調査研究の指導及び協力に応じ、企画委員は、諸事業の企画実施について指導及び協力に応じる。

3 研究委員及び企画委員は、理事長がこれを委嘱する。

(賛助会員)

第 31 条 この法人の事業目的に賛同し、所定の会費を納める個人、法人その他の団体を、この法人の賛助会員とすることができる。

2 賛助会費及び賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別にこれを定める。

## 第 8 章 雑 則

(委任)

第 32 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別にこれを定める。

#### 付 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第12条第2項の規定にかかわらず設立者の定めるところによるものとし、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず 昭和51年5月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度および翌年度の事業計画および収支予算は、第10条第1号及び第17条第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和51年5月31日までとする。

#### 付 則

この改正規定は、昭和53年6月10日から施行する。(移転)

#### 付 則

この改正規定は、昭和59年6月13日から施行する。(移転・名称・役員数)

#### 付 則

この改正規定は、平成元年2月17日から施行する。(移転)

#### 付 則

この改正規定は、平成7年11月10日から施行する。(事務局長)

#### 付 則

この改正規定は、平成8年7月24日から施行する。(移転)

#### 付 則

この改正規定は、平成9年4月30日から施行する。(目的・事業・役員数)

#### 付 則

この改正規定は、平成11年12月27日から施行する。（移転）

付 則

この改正規定は、平成17年7月13日から施行する。（移転）

付 則

この改正規定は、平成19年 5月 25日から施行する。（評議員）

財団法人大阪地域計画研究所（RPI）

〒561-0834

大阪府豊中市庄内栄町2丁目21番1号

TEL・FAX：06-6334-3511

URL <http://www.rpi.or.jp>

RPI 東京サテライトオフィス

〒162-0065

東京都新宿区住吉町1番20号角張ビル5階

TEL・FAX：03-5379-0815

E-MAIL [conso@rpi.or.jp](mailto:conso@rpi.or.jp)